

特定非営利活動法人 うさぎりんく 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 うさぎりんく という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会で孤立された人々を、サードプレイスに導くなどの、自立支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域社会で孤立された人々をサードプレイスに導く事を目的にした支援事業
 - ② 地域社会で孤立された人々を支援するための啓発事業
 - ③ 社会貢献活動の企画及び運営事業
 - ④ 心身に関するイベントの企画・開催・運営事業
 - ⑤ 安心・安全なまちづくりの啓発事業
 - ⑥ 運営に関わる広報活動
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が
ある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、
又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を
したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し
た議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法
をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15
日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は
電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	明石 美香
副理事長	猪崎 勝正
同	松浦 美千代
理事	堂浦 郷子
監事	村澤 逸郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 1,000 円
正会員会費 月額 500 円
- (2) 賛助会員入会金10,000 円
賛助会員会費 月額 10,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 うさぎりんく

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	あかし みか 明石 美香		無
副理事長	いざき かつまさ 猪崎 勝正		無
副理事長	まつうら みちよ 松浦 美千代		無
理 事	どううら きょうこ 堂浦 郷子		無
監 事	むらさわ いつろう 村澤 逸郎		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 うさぎりんく
設立代表者 明石 美香

1. 趣旨

近年、核家族化や少子高齢化が進行する中で、育児や介護を一人で担う「ワンオペ」状態や、高齢者の単身世帯・一人暮らしが増加しています。生活スタイルや働き方の変化により、家庭や地域社会におけるつながりが希薄となり、孤立や生活上の困難を抱える人々が増えています。

その結果、育児ノイローゼによる虐待、不登校や自殺、介護疲れによる事件、高齢者の孤独死など、さまざまな社会問題が深刻化しています。こうした背景には、大人の心身の健康問題や、社会的孤立が大きく関わっていると考えます。

私たち「うさぎりんく」では、誰もが「一人の人」として尊重され、安心して生きられる社会を目指し、次のような取り組みを行っています。

- 家庭・学校・職場に代わるサードプレイス（第三の居場所）の提供
- 同じ悩みを抱える人々が安心して話し合い、共感し合える交流の場の創出
- 社会資源や支援制度などの情報提供を通じた自立支援

インターネットやSNSが発達する一方で、社会とのつながりをたったり、情報にアクセスできない人も多く存在します。そのような方々に寄り添い、必要な支援へとつなげる活動が求められています。

また、活動を継続・発展させるためには、信頼性のある法人格を持ち、大阪市や区役所などの行政との連携を深めることが必要です。特定非営利活動法人（NPO法人）としての認証を得ることで、より多くの方々への支援が可能となると考え、法人設立を決意しました。

法人設立後は、支援を受けた方が「支援する側」に回れるような仕組みも構築し、誰もが役割を持って参加できる循環型の支援体制を目指します。営利を目的とせず、人と人が支え合う地域社会の実現のため、特定非営利活動法人の形を選択いたしました。

2. 申請に至るまでの経過

私自身の生活圏である大阪市住吉区においても、介護疲れによる殺人、育児ストレスによる事件、不登校による自殺など、深刻な出来事が身近に起こっています。

たとえば、以下のような課題に直面する人々がいます。

- 多胎育児や育児と就労の両立に悩む家庭
- 保育園の手続きや収入の安定に困る保護者
- 不登校の子どもと向き合う方法がわからない保護者
- 高齢者の孤独に気づきながらも支援に手が回らない子世代

これらの人々に共通するのは、「誰にも相談できず、一人で抱えてしまっている」ことです。義務教育や社会の枠組みから外れたとき、本人や家族を支える体制や情報が十分でなく、孤独の中で追い詰められてしまう現実があります。

こうした現状を変えるため、私は「誰も一人ぼっちにしない社会づくり」を目指し、サードプレイスの運営を通じて支援活動を行ってきました。

現在の活動としては、次のような取り組みを行っています：

- 家庭でもなく職場でもない自分を主役にするランチ会・夜の会（各1回/月）
- 小さなお子様を持つ保護者向けの親子の会（1回/月）
- 60歳以上の方のための「シルバーの会」（1回/月）
- 不登校・発達障害・やひきこもりの保護者の会（1回/月）
- 地域の方々が楽しく集える「フェスティバル」（年3回）

これらの活動をさらに広げ、多くの人に支援が届くようにするため、法人化は不可欠であると判断しました。今後も人と人がつながり、支え合える社会の実現を目指し、住吉区が世界一幸せな街になるよう活動を続けていきます。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 うさぎりんく

I 事業の実施方針

若年、子育て世代、高齢者に関する各種イベントの開催・コミュニティ活動の運営及び協力をする。また、若年、子育て世代、高齢者が生きやすい環境にしていくための、環境づくりやまちづくりに関する啓発活動などを展開する。

心身に関するイベントの開催を行い、心身のケアと地域の社会貢献を行い、様々な世代の意識向上や弱者に対する支援について興味を持ってもらえるような事業の企画運営を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 地域社会で孤立された人々をサードプレイスに導く事を目的にした支援事業

【内 容】

子育て世代・シルバー世代に家庭・職場以外の『サードプレイス』※1としてコミュニティをつくる。親の不安を軽減し、自分自身と向き合い、客観的に子の現状を考えること、また高齢者のコミュニティの居場所の提供。

※1 同じ境遇の人達が安心して悩みを相談・共感・交流しあう心地よい居場所

【実施場所】地域のガストなどのファミリーレストランやカフェや会議室等

【実施日時】月3回

【事業の対象者】地域住民

【収 益】合計：90千円

シルバーの会参加費	参加費1千円×15人×6か月＝90千円
-----------	---------------------

【費 用】 合計70千円

飲食代	33千円
会場使用料	10千円
旅費交通費	12千円
広告宣伝費	15千円

(2) 地域社会で孤立された人々を支援するための啓発事業

【内 容】 不登校・ひきこもり・発達障害などの子どもを持つ親や子育て世代、シルバー世代に向けたサードプレイスという居場所があるということを啓発する。

【実施場所】 住吉区社会福祉協議会等、大阪市住吉区近隣内公共施設およびスーパー、スポーツ施設など

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 近隣住民

【収 益】 なし

【費 用】 合計：66千円

看板・ポスター・チラシ製作費	30千円
旅費交通費	24千円
通信運搬費	6千円
広告宣伝費	6千円

- (3) 社会貢献活動の企画及び運営事業
心身に関するイベントの企画・開催・運営事業
安心・安全なまちづくりの啓発事業

【内 容】

「日本一幸せな街にしよう！」をテーマに、大阪市住吉区で住民に向けたフェスティバルを開催

- ・マルシェの開催
- ・マジックショーなどのイベント開催
- ・ワークショップ
- ・子育て・健康相談窓口の開催

大阪市住吉区を中心に、参加するすべての人がハッピーなサードプレイスを提供します。

※サードプレイスとは、同じ境遇の人が安心して悩みを相談・共感・交流しあえる居場所です。

【実施場所】 苅田土地改良記念会館

【実施日時】 11 月

【事業の対象者】 地域住民

【収 益】 合計：500千円

マルシェ出店料	マルシェ出店料6千円×50件＝300千円
交流会参加費	交流会参加費2千円×100件＝200千円

【費 用】 合計：425千円

会場使用料	150千円
飲食代	50千円
消耗品費	25千円
広告宣伝費	50千円
看板・ポスター・チラシ製作費	25千円
業務委託費	25千円
旅費交通費	35千円
人件費	50千円
講師報酬費	15千円

- (4) 運営に関わる広報活動

【内 容】 事業の広報活動として「うさぎりんく」キャラクター商品や自社開発商品等をマルシェや協力企業等で販売する。

【実施場所】 マルシェ及び協力企業店舗等

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 近隣住民および協力企業

【収 益】 合計：150千円

「うさぎりんく」キャラクターグッズの販売	1千円×100個＝100千円
くず野菜ドレッシングの販売	1千円×50個＝50千円

【費 用】 合計：240千円

消耗品費	40千円
広報宣伝費	30千円
看板・ポスター・チラシ製作費	15千円
業務委託費	80千円
通信運搬費	50千円
旅費交通費	25千円

(5) 運営に関わる広報活動

【内 容】 NPO の活動を広めるためのお食事会などの開催をする。多様な人との交流を図るために昼の部および夜の部の2部開催制とする。

【実施場所】 大阪市住吉区内の飲食店

【実施日時】 月1回

【事業の対象者】 近隣住民

【収 益】 合計：480千円

参加費用：昼の会	昼の会参加費2千円×20人×6か月＝240千円
参加費用：夜の会	夜の会参加費4千円×10人×6か月＝240千円

【費 用】 合計：456千円

会場使用料	120千円
飲食代	270千円
旅費交通費	60千円
広告宣伝費	6千円

翌年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人 うさぎりんく

I 事業の実施方針

若年、子育て世代、高齢者に関する各種イベントの開催・コミュニティ活動の運営及び協力をする。また、若年、子育て世代、高齢者が生きやすい環境にしていくための、環境づくりやまちづくりに関する啓発活動などを展開する。

心身に関するイベントの開催を行い、心身のケアと地域の社会貢献を行い、様々な世代の意識向上や弱者に対する支援について興味を持ってもらえるような事業の企画運営を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 地域社会で孤立された人々をサードプレイスに導く事を目的にした支援事業

【内 容】

子育て世代・シルバー世代に家庭・職場以外の『サードプレイス』※1としてコミュニティをつくる。親の不安を軽減し、自分自身と向き合い、客観的に子の現状を考えること、また高齢者のコミュニティの居場所の提供。

※1 同じ境遇の人達が安心して悩みを相談・共感・交流しあう心地よい居場所

【実施場所】 地域のガストなどのファミリーレストランやカフェや会議室等

【実施日時】 月3回

【事業の対象者】 地域住民

【収 益】 合計：180千円

シルバーの会参加費	参加費1千円×15人×12か月＝180千円
-----------	-----------------------

【費 用】 合計：380千円

飲食代	100千円
会場使用料	80千円
旅費交通費	80千円
広告宣伝費	120千円

(1) 地域社会で孤立された人々を支援するための啓発事業

【内 容】 不登校・ひきこもり・発達障害などの子どもを持つ親や子育て世代、シルバー世代に向けたサードプレイスという居場所があるということを啓発する。

【実施場所】 住吉区社会福祉協議会等、大阪市住吉区近隣内公共施設およびスーパー、スポーツ施設など

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 近隣住民

【収 益】 なし

【費 用】 合計：172千円

看板・ポスター・チラシ製作費	100千円
旅費交通費	48千円
通信運搬費	12千円
広告宣伝費	12千円

(1) 社会貢献活動の企画及び運営事業

心身に関するイベントの企画・開催・運営事業

安心・安全なまちづくりの啓発事業

【内 容】

「日本一幸せな街にしよう！」をテーマに、大阪市住吉区で住民に向けたフェスティバルを開催。

- ・マルシェの開催
- ・マジックショーなどのイベント開催
- ・ワークショップ
- ・子育て・健康相談窓口の開催

大阪市住吉区を中心に、参加するすべての人がハッピーなサードプレイスを提供します。

※サードプレイスとは、同じ境遇の人が安心して悩みを相談・共感・交流しあえる居場所です。

【実施場所】 苅田土地改良記念会館

【実施日時】 4月・8月・11月

【事業の対象者】 地域住民

【収 益】 合計：1500千円

マルシェ出店料	マルシェ出店料6千円×50件×3回＝900千円
交流会参加費	交流会参加費2千円×100件×3回＝600千円

【費 用】 合計：1280千円

会場使用料	450千円
飲食代	150千円
消耗品費	75千円
広告宣伝費	150千円
看板・ポスター・チラシ製作費	75千円
業務委託費	75千円
旅費交通費	105千円
人件費	150千円
講師報酬費	50千円

(2) 運営に関わる広報活動

【内 容】 事業の広報活動として「うさぎりんく」キャラクター商品や自社開発商品等をマルシェや協力企業等で販売する。

【実施場所】 マルシェ及び協力企業店舗等

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 近隣住民および協力企業

【収 益】 合計：450千円

「うさぎりんく」キャラクターグッズの販売	1千円×300個＝300千円
くず野菜ドレッシングの販売	1千円×150個＝150千円

【費 用】 合計：460千円

消耗品費	90千円
広報宣伝費	100千円
看板・ポスター・チラシ製作費	50千円
業務委託費	100千円
通信運搬費	70千円
旅費交通費	50千円

(3) 運営に関わる広報活動

【内 容】 NPO の活動を広めるためのお食事会などの開催をする。多様な人との交流を図るために昼の部および夜の部の2部開催制とする。

【実施場所】 大阪市住吉区内の飲食店

【実施日時】 月1回

【事業の対象者】 近隣住民

【収 益】 合計：960千円

参加費用：昼の会	昼の会参加費2千円×20人×12か月＝480千円
参加費用：夜の会	夜の会参加費4千円×10人×12か月＝480千円

【費 用】 合計：912千円

会場使用料	240千円
飲食代	540千円
旅費交通費	120千円
広告宣伝費	12千円

初年度活動予算書

特定非営利活動法人うさぎりんく

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	72,000		
賛助会員受取会費	72,000	144,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
(1) 地域社会で孤立された人々をサードプレイスに導く事を目的にした支援事業	90,000		
(2) 地域社会で孤立された人々を支援するための啓発事業	0		
(3) 社会貢献活動の企画及び運営事業	500,000		
(4) 運営に関わる広報活動	630,000		
		1,220,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計		1,564,000	1,564,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	50,000		
講師報酬	15,000		
謝礼金	0		
人件費計		65,000	
(2) その他経費			
広告宣伝費	107,000		

科目	金額		
旅費交通費	156,000		
通信運搬費	56,000		
看板・ポスター・チラシ製作費	70,000		
飲食代	353,000		
会場使用料	280,000		
業務委託費	105,000		
消耗品費	65,000		
その他経費計		1,192,000	
事業費計			1,257,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	42,000		
給料手当	30,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計		72,000	
(2) その他経費			
広告宣伝費	30,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	30,000		
業務委託費			
会議費	50,000		
その他経費計		160,000	
管理費計			232,000
経常費用計			1,489,000
当期経常増減額			75,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0	0	

科目	金額		
当期正味財産増減額			75,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			75,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人うさぎりんく

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	144,000		
賛助会員受取会費	144,000	288,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0	50,000	
3.受取助成金等	200,000		
受取助成金		200,000	
4.事業収益			
(1) 地域社会で孤立された人々をサードプレイスに導く事を目的にした支援事業	180,000		
(2) 地域社会で孤立された人々を支援するための啓発事業	0		
(3) 社会貢献活動の企画及び運営事業	1,500,000		
(4) 運営に関わる広報活動	1,410,000		
		3,090,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計		3,628,000	3,628,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
人件費	150,000		
講師報酬	50,000		
謝礼金	0		
人件費計		200,000	
(2) その他経費			
広告宣伝費	394,000		

科目		金額	
旅費交通費	403,000		
通信運搬費	82,000		
看板・ポスター・チラシ製作費	225,000		
飲食代	790,000		
会場使用料	770,000		
業務委託費	175,000		
消耗品費	165,000		
その他経費計		3,004,000	
事業費計			3,204,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	70,000		
給料手当	50,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計		120,000	
(2) その他経費			
広告宣伝費	50,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	50,000		
業務委託費	50,000		
会議費	80,000		
その他経費計		360,000	
管理費計			480,000
経常費用計			3,684,000
当期経常増減額			△ 56,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計	0	0	

科目	金額		
当期正味財産増減額			△ 56,000
前期繰越			75,000
次期繰越正味財産額			19,000